

税効果会計における繰延税金資産の回収可能性の判断：回収可能性適用指針と中小指針

著者名(日)	井上 行忠
雑誌名	嘉悦大学研究論集
巻	59
号	2
ページ	1-17
発行年	2017-03-15
URL	http://id.nii.ac.jp/1269/00000893/

研究論文

税効果会計における繰延税金資産の回収可能性の判断

～ 回収可能性適用指針と中小指針 ～

Judgement with Regard to Recoverability of the Deferred Tax Assets
in Accounting for Income Taxes:
Implementation Guidance on Recoverability and Guidelines on the Accounting of
Small and Medium Enterprises

井 上 行 忠

Yukitada INOUE

<要約>

日本の税効果会計に関する会計基準は、1998年10月に企業会計審議会から「税効果会計に係る会計基準」が公表され、JICPAから監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」等が公表されたが、硬直的な運用および会計基準が監査上の取扱いで実質的に定められている等の指摘があり、2015年に税効果会計の実務指針をJICPAからASBJに移管する作業が行われた。

現在日本の会計制度は、「上場企業の会計制度」と「中小企業の会計制度」があり二分化されている。上場企業の会計基準は、IFRS、日本会計基準（企業会計基準）、米国会計基準の適用が認められており3つの基準が併存している。さらに、2016年3月にASBJは日本版IFRS（修正国際基準）を公表しており、今後上場企業が適用できる会計基準は4つに増える方針である。

また、中小企業の会計は、2005年8月、日本税理士会連合会、JICPA、日本商工会議所およびASBJより公表された「中小指針」、または2012年2月、中小企業庁、金融庁より公表された、「中小会計要領」の適用が認められており、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は2つの会計基準が併存している。上場企業と中小企業の会計制度の二分化は、国際的な動向であり、2009年7月には、「中小企業版IFRS」が単独の会計基準として公表された。

本稿では、2015年に公表された回収可能性適用指針と2005年に公表された中小指針が示す税効果会計における繰延税金資産の計上額の算定（回収可能性の判断および手順）について会計処理の特徴と相違点および今後の課題等について考察を行う。

<キーワード>

回収可能性適用指針、中小指針、回収可能性の判断要件、一時差異等加減算前課税所得、将来減算一時差異、将来加算一時差異

I はじめに

現在日本の会計制度は、「上場企業の会計制度」と「中小企業の会計制度」があり二分化されている。上場企業等の会計基準は、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS、以下「IFRS」という）、日本会計基準（企業会計基準）、米国会計基準の適用が認められており3つが併存している。さらに、2016年3月に企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan：ASBJ、以下「ASBJ」という）は、日本版IFRS（修正国際基準）を公表しており、今後上場企業が適用できる会計基準は、4つに増える方針である。また、中小企業の会計は、2005年8月、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会（The Japanese Institute of Certified Public Accountants：JICPA、以下「JICPA」という）、日本商工会議所およびASBJより公表された、「中小企業の会計に関する指針」（以下、中小指針という）または2012年2月、中小企業庁、金融庁より公表された、「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領という）の適用が認められており、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は2つの会計基準が併存している。上場企業と中小企業の会計制度の二分化は、国際的な動向であり、2009年7月には、「中小企業版IFRS」が単独の会計基準として公表された¹⁾。

中小指針は、20項目の構成であり「税効果会計」の内容を含めているが、中小会計要領は14項目の構成に限定しており、「税効果会計」の内容を含めていない。これは、中小会計要領で解決しない取引事案が生じた場合は、中小指針等のほかの会計基準を適用してもよいという位置づけで策定されており、中小企業に必要な事項を簡潔かつ平易に記載する立場に立つからである。また、中小会計要領は基本的に改訂をしないことを前提としている²⁾。

日本の税効果会計に関する会計基準は、1998年10月に企業会計審議会から「税効果会計に係る会計基準」が公表され、JICPAから監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」が公表されたが、2015年12月にASBJから企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下、回収可能性適用指針という）が公表された。回収可能性適用指針は、監査委員会報告第66号等において記載されている基本的な内容を引き継ぎ必要と考えられる見直しが行われた。これはJICPAが公表した監査委員会報告第66号に従って税効果会計の実務が行われてきたが、硬直的な運用および会計基準が監査上の取扱いで実質的に定められている等の指摘があり、税効果会計の実務指針をJICPAからASBJに移管する作業が行われたのである³⁾。

税効果会計において、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性の判断には、企

業側の様々な経営判断が介入する可能性がある。特に中小企業においては、経営者の経営判断に大きく影響される傾向がある。したがって、財務諸表に開示される情報は、IFRSの適用、回収可能性適用指針の適用および中小指針の適用にあたり、回収可能性の判断基準は最も重要である。特に、多くの中小企業においては、将来加算一時差異に係る繰延税金負債の計上よりも、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の処理を検討するケースが多く、繰延税金資産の税金軽減効果が生じない場合は、回収可能性は認められず繰延税金資産は貸借対照表に計上できないからである。

本稿では、2015年に公表された回収可能性適用指針と2005年に公表された中小指針が示す税効果会計における繰延税金資産の計上額の算定（回収可能性の判断および手順）について会計処理の特徴と相違点および今後の課題等について考察を行う。

II 中小指針の策定と税効果会計

1 税効果会計に係る会計基準

税効果会計とは、法人税等の額を適切に期間配分し、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的としている。これは企業会計上における法人税等の課税所得の計算は、確定決算主義に基づき企業会計上の利益に税務上の申告調整を行って課税所得を算定するからである。通常、企業会計上の収益または費用と課税所得計算上の益または損金の認識時点に相違等が生じる。そのため、企業会計上の税引前当期純利益と法人税等の課税所得の金額は異なり、法人税等の額が税引前当期純利益と期間的に対応せず、また、将来の法人税等の納付額に対する影響が示されないことになる。したがって、財務諸表の作成にあたり税効果会計を全面的に適用することが必要と考えられている（税効果会計に係る会計基準一～二）。

税効果会計に係る会計基準は、国際的に適用されている「資産負債法」により一時差異を算定する。資産負債法とは、企業会計上の資産または負債が将来回収または返済されることにより、一時差異が解消されるときに、税効果を将来支払うべき税金あるいは将来の税金の前払いとして処理する方法である。貸借対照表に計上する金額は、将来減算一時差異に係る「繰延税金資産」と将来加算一時差異に係る「繰延税金負債」として計上される。

また、資産負債法は資産・負債アプローチにより企業会計上の資産・負債の金額と税務上の資産・負債の金額との差額を問題としており、法人税等に適用する税率を「予測税率」に基づいて計算する。これは、税率の変更による影響額を一時差異が発生した期間に認識し、予測税率で計算される繰延税金資産と繰延税金負債の税効果額を、一時差異が解消する期間の法人税等の支払額への影響として示す方法である。ただし、法人税等について翌期以降に税率の変更や新税が賦課された場合には、過年度に計上された繰延税金資産および繰延税金負債を新たな税率で修正計算が行われる（税効果会計に係る会計基準三1～3）。

2 中小企業の会計基準

日本の中小企業の現状に即した会計基準は、制度会計の基準である商法（現会社法）基準、証券取引法（現金融商品取引法）基準、税法基準のうち、商法の枠組みの中で確定決算主義に基づく税法を中心とする会計が行われてきた。

中小企業の会計基準が本格的に議論され始めたのは2002年3月であり、中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会」を設置し、2002年6月に「中小企業の会計に関する研究会報告書等」（以下、中小企業庁報告書という）が公表され、中小企業に適切な会計基準を作成する動きが開始された。その後、2002年12月には、日本税理士会連合会から「中小会社会計基準研究報告書」（以下、税理士会報告書という）が公表され、また2003年6月には、JICPAから「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（会計制度委員会研究報告第8号）（以下、会計士協会報告書という）が公表された。しかし中小企業庁、日本税理士会連合会、JICPAにおける会計基準は、それぞれの会計処理に相違があり制度的混乱を引き起こす結果となった。そこで、2005年8月に、日本税理士会連合会、日本商工会議所、JICPAおよびASBJの4団体が「中小指針」を公表した。中小指針は、会計参与設置会社が計算書類を作成する際に、中小企業の会計の健全性を図るために中小指針に拠ることが適当であるとしているが、中小指針は大企業を前提とした会計基準を簡素化したものであるため、中小企業の会計処理としてはかなり高度なものであった。その結果、中小企業庁と金融庁により、2011年2月に「中小企業の会計に関する検討会」が設置され、2012年2月に「中小会計要領」が公表された。中小会計要領は中小企業の経営者に理解しやすく、必要な事項を簡潔かつ可能なかぎり平易に記載した内容であり、中小企業の会計実務を反映した基準である⁴⁾。

3 中小指針策定前の会計基準

中小指針が公表される以前の「税効果会計」における中小企業の会計処理は、中小企業庁報告書、税理士会報告書、会計士協会報告書の3つの研究報告書において提示されていた。以下、各研究報告書に提示されている税効果会計の会計処理の相違点および中小指針が公表された経緯について考察を行う。

(1) 中小企業庁報告書

税効果会計は、会社の状況に応じて金融機関や取引先との関係も踏まえた上で必要な場合には採用するとし、採用することを強制していない。中小企業の場合は会計処理が税法に準拠していることから一時差異が小さい場合が多く、また経営の変動の幅が大きく、繰延税金資産の回収の可能性を認識できない場合が多いため、採用できない場合がしばしばあるとしている⁵⁾。

(2) 税理士会報告書

税効果会計は、会計処理上において重要性のある場合には採用する。しかし、一時差異等の重要性が低い場合には、税効果会計を採用する必要はない。繰越欠損金等に関する繰延税

金資産の回収の確実性が疑問視される場合には、繰延税金資産を計上しない。また、運用指針として、繰延税金資産および繰延税金負債を計上する場合は、繰延税金資産および繰延税金負債の主な内訳を注記する。また、重要性が低い場合とは、当該差異が小さいか翌期等で解消される場合としている⁶⁾。

(3) 会計士協会報告書

中小企業における簡便的な処理として、原則として税効果会計を適用するが、一時差異等に重要性がない場合は税効果会計を適用する必要はなく、また、中小会社においては注記を省略できる。繰延税金資産の回収可能性については、一時差異等のスケジューリングを行うことが、中小会社にとって実務上困難な場合が多いため、「期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を毎期計上している会社」以外の会社でスケジューリングを行うことができない会社、または、行っていない会社については、回収可能性がないものとして取扱うとしている⁷⁾。

上記(1)から(3)の研究報告書は、会計処理がそれぞれ相違しており、中小企業の実務において混乱が生じた。このような状況を改善すべく、3つの報告書を統合する形で「中小指針」が策定された。中小指針の税効果会計における内容は、「税理士会報告書」に準拠して作成された割合が高い。具体的には、繰延税金資産または繰延税金負債における計上については、中小指針では「重要性がない場合には、計上しないことができる」としており、税理士会報告書の内容が反映されている。中小企業庁は「税効果会計自体を任意適用」とし、またJICPAは「税効果会計に係る会計基準を原則適用」としている。中小指針は、適用が強制されるものではなく、「中小企業が計算書類を作成する場合、中小企業に関する会計指針に基づいて作成することが望ましい」とされる。

Ⅲ 回収可能性適用指針と中小指針との相違点

JICPAから公表された監査委員会報告第66号が改正され、ASBJから回収可能性適用指針が2015年12月に公表された。以下、回収可能性適用指針について、企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて考察を行う。

(1) 収益力に基づく課税所得の十分性による判断

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する場合は、下記の企業の区分に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定する(回収可能性適用指針15)。なお、下記の企業の区分に直接該当しない場合は過去の課税所得または税務上の欠損金の推移、当期の課税所得または税務上の欠損金の見込み、将来の一時差異等加減算前課税所得の見込み等を総合的に勘案し、各分類の要件からの乖離度合いが最も小さいと判断されるものに分類する。

(2) 企業の区分(分類1)

分類1に該当する企業は、①過去(3年)および当期のすべての事業年度において、期末

における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じている企業であり、②当期末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない企業である。

分類1に該当する企業は、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする（回収可能性適用指針17～18 p.5）。

(3) 企業の区分（分類2）

分類2に該当する企業は、①過去（3年）および当期のすべての事業年度において臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの安定的に生じている企業であり、②当期末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない企業であり、③過去（3年）および当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない企業である。

分類2に該当する企業は、一時差異のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積もる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。したがって、原則としてスケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産については回収可能性がないものとする（回収可能性適用指針19～21）。

(4) 企業の区分（分類3）

分類3に該当する企業は、①過去（3年）および当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している企業であり、②過去（3年）および当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていないこと、欠損金の繰越期限切れとなった事実がなく、当期末において欠損金の繰越期限切れが見込まれない企業である。

分類3に該当する企業は、将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積もる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする（回収可能性適用指針22～23, 26 p.5）。

(5) 企業の区分（分類4）

分類4に該当する企業は、①過去（3年）または当期において、重要な税務上の欠損金が生じているか、過去（3年）において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実があるか、または、当期末において重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる企業で、②翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる企業である。

分類4に該当する企業においては、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積もる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする（回収可能性適用指針26～27）。

(6) 企業の区分（分類5）

分類5に該当する企業は、①過去（3年）および当期のすべての事業年度において、重要な税務上の欠損金が生じている企業であり、②翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる企業である。

分類5に該当する企業においては、原則として繰延税金資産の回収可能性はないものとする（回収可能性適用指針30～31）。

繰延税金資産の回収可能性については、会社の過去の業績等を主たる判断基準として、将来の収益力を見積り、将来減算一時差異等がどの程度回収されるのかを判断する。中小指針は、回収可能性適用指針を参考として作成されており、繰延税金資産の回収可能性の判断基準においては、回収可能性適用指針と中小指針を比較すると中小指針がかなり簡便な方法であることがわかる。

以下、回収可能性適用指針が示す、企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いと対比して、中小指針における回収可能性についての判断基準について考察を行う。中小指針は、企業の分類を下記の（ア）から（エ）の例示区分に応じて、繰延税金資産の回収可能性を判断している。

（ア）企業の例示区分①

中小指針の例示区分①の企業は、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を当期および過去3年以上計上している会社であり、この場合は、回収可能性があると判断する。

中小指針では、会社の過去の実績等の状況を判断材料として繰延税金資産の回収可能性を判断基準としている。これは、繰延税金資産の回収可能性は本来、将来の会社の収益力に基づく課税所得により判断すべきであるが、将来の会社の収益力を客観的に判断することが実務上困難であるからである（中小指針63, (1)）。

回収可能性適用指針の企業区分の分類によると、中小指針の例示区分①の内容は、分類1の要件に該当する。しかし、中小指針の例示区分①においては、経営環境の変化を示す要件である、「当期末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない」要件が含まれていない。2015年に公表された回収可能性適用指針においては、繰延税金資産の回収可能性の判断は、過去の業績のみを重視するのではなく将来の業績予測等についても重視することが明確にされた。

（イ）企業の例示区分②

中小指針の例示区分②の企業は、過去の業績が安定（当期および過去3年経常的な利益を計上）していることから、将来も安定的な経常利益の計上が見込まれるが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社であり、この場合には、将来減算一時差異の合計額が過去3年間の課税所得の合計額の範囲内であれば、回収可能性があると判断する（中小指針63, (2)）。

中小指針の例示区分②の企業は、回収可能性適用指針の企業区分の分類によると、ほぼ分類2の要件に該当する。しかし、回収可能性適用指針では税務上の「課税所得」が判断基準であるが、中小指針の例示区分②の企業では過去の業績の安定を「当期および過去3年の経常的な利益の計上」としており、また、回収可能性適用指針では期末における将来減算一時

差異課税所得が下回っていても安定的に生じている場合は要件を満たすことになるが、中小指針の例示区分②の企業では過去3年間の課税所得の合計額の範囲内であれば要件を満たすことになる。また、回収可能性適用指針には、経営環境に著しい変化がないこと、および重要な税務上の欠損金が生じていないことの要件がある。

(ウ) 企業の例示区分③

中小指針の例示区分③の企業は、業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない、または税務上の繰越欠損金が存在する会社である。この場合であっても将来の合理的な見積可能期間（最長5年）内の課税所得の見積額を限度として、一時差異等の将来解消の見込みについて取締役会等による合理的な計画（スケジュールリング）に基づくものであれば、回収可能性があるものと判断する。スケジュールリングを行うことができない場合または行っていない場合には、回収可能性はないものと判断する（中小指針 63, (3)）。

中小指針の例示区分③の企業では、業績が不安定であり、税務上の繰越欠損金が存在する会社においては、過去の業績から課税所得を予測できないので、将来における課税所得（見積可能期間を最長5年）を見積もり、解消できる部分については、回収可能性があるものとして判断する。また、課税所得の合理的な見積根拠として取締役会等による合理的な計画（スケジュールリング）が要求される。中小指針の例示区分③の企業は、回収可能性適用指針の企業区分の分類によると、ほぼ分類3および分類4の要件に該当する。

(エ) 企業の例示区分④

中小指針の例示区分④の企業は、過去3年以上連続して重要な税務上の欠損金を計上し、当期も欠損金の計上が見込まれる会社および債務超過または資本の欠損の状況が長期にわたっており、短期間に当該状況の解消が見込まれない会社であり、この場合には回収可能性はないと判断する（中小指針 63, (4)）。

中小指針および回収可能性適用指針においても、中小指針の例示区分④の企業の場合は将来の課税所得の発生を合理的に見積もることはできないため、原則として将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性はないものと判断される。

大企業と中小企業では、繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたり、将来の業績予測（事業計画、経営計画等）に基づいて将来の課税所得を合理的に見積もることが求められるが、中小企業の場合は、環境や業績を予測する能力等により課税所得を合理的に見積もることが可能な期間は大企業と比較すると短いと考えられる。

IV 中小指針における回収可能性の判断基準の事例

繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来の会社の収益力に基づく課税所得により判断されるべきである。しかし中小企業においては、将来の会社の収益力を客観的に判断することが困難であるため、会社の過去の実績等に基づいて回収可能性を判断する。以下、例証1か

ら3に基づいて中小指針における回収可能性の判断基準について考察を行う。

例証1

当期末時点の将来減算一時差異（減価償却超過額）が70千円であり、中小指針63, (1)の期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を当期および過去3年以上計上している場合の判断を行うと下記の通りである。

図表1 中小指針63(1)の例示

(単位：千円)

	項目	過去3年前	過去2年前	過去1年前	当期
【1】	課税所得	110	120	90	100
【2】	将来減算一時差異				70

(出所) 日本税理士会連合会監修、近畿税理士会調査研究部編著『中小企業の会計に関する指針 (平成25年2月公表) ガイドブック』清文社、2013年7月 p.169 一部参照

上記、図表1における【2】将来減算一時差異70千円を十分に上回る課税所得を当期および過去3年間毎期計上していることが分かる。例証1における将来減算一時差異70千円は、回収可能性はあると判断され繰延税金資産が計上される。

例証2

当期末時点の将来減算一時差異（減価償却超過額）が70千円であり中小指針63, (2)における過去の業績が安定（当期および過去3年経常的な利益を計上）していることから、将来も安定的な経常利益の計上が見込まれるが期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない場合の判断を行うと下記の通りである。

図表2 中小指針63(2)の例示

(単位：千円)

	項目	過去3年前	過去2年前	過去1年前	当期
【1】	課税所得	50	60	40	50
【2】	将来減算一時差異				70

(出所) 日本税理士会連合会監修、近畿税理士会調査研究部編著『中小企業の会計に関する指針 (平成25年2月公表) ガイドブック』清文社、2013年7月 p.169 一部参照

上記、図表2によると、当期および過去3年間経常的な利益を計上しているが期末における将来減算一時差異70千円を十分に上回るほどの課税所得がないが、当期末時点の将来減算

一時差異 70 千円が過去 3 年間の課税所得の合計額 (50 千円+60 千円+40 千円=150 千円) の範囲内であるため、回収可能性はあると判断され、繰延税金資産が計上される。

例証 3

当期末時点の将来減算一時差異 (減価償却超過額) が 70 千円であり、過去の経常的な損益が変動している会社である。過去の業績から長期にわたる安定的な課税所得を予測できない会社で中小指針 63, (3) における業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異に上回るほどの課税所得がない場合または税務上の繰越欠損金が存在する場合の判断を行うと下記の通りである。

図表 3 中小指針 63(3) の例示

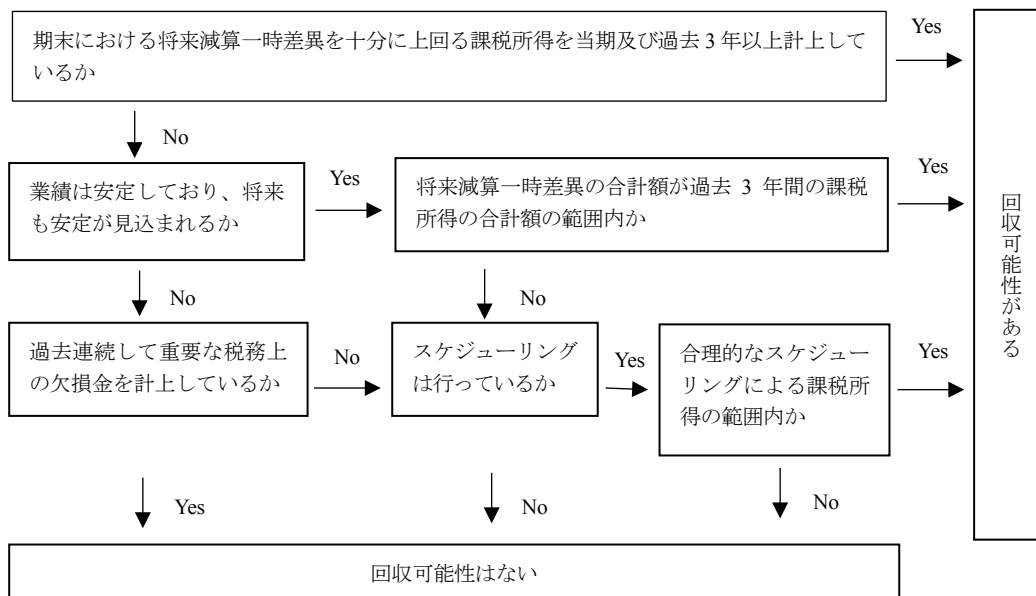
(単位: 千円)

	項目	3年前	2年前	1年前	当期	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
【1】	課税所得	10	△10	0	0	0	10	0	0	0
【2】	将来減算一時差異				70	△70				
【3】	見積課税所得				70		10			
【4】	繰越欠損金					70	60	60	60	60

(出所) 日本税理士会連合会監修、近畿税理士会調査研究部編著『中小企業の会計に関する指針 (平成 25 年 2 月公表) ガイドブック』清文社、2013 年 7 月 p.171 一部参照

上記、図表 3 によると、過去 3 年前より業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がないが、将来の合理的な見積可能期間 (最長 5 年) 内の課税所得の見積額 (取締役会等による合理的な計画に基づくもの) 10 千円を限度として、回収可能性はあると判断され、将来減算一時差異 70 千円のうち 10 千円の繰延税金資産が計上される。中小指針は、中小企業が一時差異等の将来解消見込みについて取締役会等による合理的な計画スケジューリングを行うことが、多くの場合事務負担や事業計画設定は、実際的でなく、また、中小企業の場合、企業の環境や企業の業績予測面を考えると課税所得を合理的に見積もることは困難であり、かつ見積もることが可能な期間が 5 年よりも短い可能性があると考えられる⁸⁾。中小指針では、繰延税金資産の回収可能性におけるフローチャートを下記の通り示している。

図表 4 中小指針 63 (回収可能性判断基準のフローチャート)



(出所) 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会編『中小企業の会計に関する指針』2015年4月 p.32

また、日本会計基準と IFRS では、繰延税金資産の回収可能性の判断は、日本会計基準は会社区分の分類に応じた見積可能な範囲内で課税所得を見積り判断するが、IFRS は、日本会計基準における会社の区分や改値基準は示されていない。また、日本会計基準では繰延税金資産を金額で認識し、回収可能性がないと判断された金額を控除する方式であるが、IFRS では、税金の減額効果が見込めるだけの課税所得が得られる時にのみ、繰延税金資産の回収可能性が認識された金額を控除する。日本会計基準には、回収可能性の判断基準、会社の区分またはスケジューリングに関する規定が存在するが、IFRS は日本会計基準が示す詳細な規定はなく、回収可能性が高いか否かに基づいて判断が行われる⁹⁾。

V 税効果会計における繰延税金資産の計上額の算定

1 繰延税金資産の回収可能性の判断に関する事例

繰延税金資産の計上額の算定（回収可能性の判断および手順）については、将来減算一時差異等に係る税金の額から、将来の会計期間において回収が見込まれない税金の額を「評価性引当額」として控除した金額を繰延税金資産として計上する（回収可能性適用指針 4、個別税効果実務指針 16）。以下、例証 4 の前提条件に基づいて繰延税金資産の計上額の算定手順について考察を行う。

例証 4

当期の会計期間を X1 年 1 月 1 日から X1 年 12 月 31 日とする甲社の一時差異等加減算前課税所得および課税所得の見積額は、**図表 5** に示す通りである。X1 年 12 月 31 日に計上すべき繰延税金資産額を見積もるために、X1 年 12 月 31 日に存在する一時差異が解消される将来の年度および解消金額の見積りを行う。例証 4 における前提条件は下記の通りである。

【前提条件】

- ① X1 年（当期）に減価償却超過額 400 千円、棚卸資産評価損 300 千円が将来減算一時差異として発生し、前払年金費用 180 千円が将来加算一時差異として発生した。X1 年（当期）に発生した減価償却超過額 400 千円は、X2 年に 250 千円、X3 年に 120 千円、X4 年に 30 千円がそれぞれ認容され損金に算入される。また、X1 年（当期）に発生した棚卸資産評価損 300 千円は、翌期に全額損金に算入される。
- ② X1 年（当期）に発生した前払年金費用 180 千円は、X2 年に 80 千円、X3 年に 60 千円、X4 年に 40 千円がそれぞれ認容され益金に算入される。
- ③ X1 年（当期）においては、税務上の繰越欠損金は存在しない。
- ④ X2 年から X4 年の税引前当期純利益をそれぞれ 70 千円、50 千円、60 千円と予測する。棚卸資産評価損の将来減算一時差異が X2 年から X4 年において、それぞれ 260 千円、300 千円、310 千円と見込まれている。また、X2 年から X4 年の将来減算一時差異は、発生の翌期に全額損金に算入される。それぞれの事業年度の期末において、棚卸資産評価損、減価償却超過額および前払年金費用以外の将来減算一時差異、将来加算一時差異は存在しない。
- ⑤ X2 年に税務上の繰越欠損金 140 千円が発生すると見込まれているが、繰越期間を 2 年とし繰戻しは考慮しないものとする。会社分類は回収可能性適用指針の（分類 3）、課税所得の見積期間は 3 年とする。

図表 5 一時差異等加減算前課税所得および課税所得見積額

(単位：千円)

	項目	X1 年末	回収可能性		
			X2 年末	X3 年末	X4 年末
【1】	税引前当期純利益		70	50	60
	翌期以降の将来減算一時差異				
	棚卸資産評価損損金不算入額	—	260	300	310
	棚卸資産評価損認容	—		△260	△300
	一時差異等加減算前課税所得		330	90	70
【2】	X1 年末の将来減算一時差異				
	減価償却超過額	400	△250	△120	△30
	棚卸資産評価損損金不算入額	300	△300		
	X1 年末の将来減算一時差異合計	700	△550	△120	△30
【3】	X1 年末の将来加算一時差異				
	前払年金費用	△180	80	60	40
	X1 年末の将来加算一時差異合計	△180	80	60	40
【4】	課税所得見積額	—	△140	30	80

(出所) 新日本有限責任監査法人編『税効果会計（繰延税金資産の回収可能性へのインパクト）』中央経済社、2016年4月 p.46 一部修正

2 繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順

繰延税金資産の回収可能性の判断は「収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得」、「タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得」および「将来加算一時差異」に基づくとされているが、企業を取り巻く環境は多様であり、個々の具体的な状況に応じて個別に判断していくために具体的な適用手順が必要となる。繰延税金資産の回収可能性における具体的適用手順は、下記、①から⑦の手順により回収可能額を見積もることになる。

(1) 繰延税金資産の回収可能性の判断（手順①）

手順①は、期末における将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリングが必要となる。当期末における将来減算一時差異は、将来解消されたときに税務申告上損金になることを意味する。この損金算入額が課税所得と相殺でき、納付すべき税金が減額されれば当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収されることになる。

上記例証4の前提条件に基づくと、手順①の期末における将来減算一時差異のスケジューリングは、上記図表5における【2】のX1年末の将来減算一時差異の内容を示している。

(2) 繰延税金資産の回収可能性の判断（手順②）

手順②は、期末における将来加算一時差異の解消見込年度のスケジューリングが必要とな

る。

上記例証4の前提条件に基づく、手順②の期末における将来加算一時差異のスケジュールリングは、上記図表5における【3】X1年末の将来加算一時差異の内容を示している。

(3) 繰延税金資産の回収可能性の判断 (手順③)

手順③は、将来減算一時差異の解消見込額と将来加算一時差異の解消見込額とを解消見込年度ごとに相殺する。手順③は、上記手順①の当期末の将来減算一時差異のうち将来解消される金額が上記手順②の当期末の将来加算一時差異の解消額と相殺されれば、当期末に存在した将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収されたことになる。その結果、将来減算一時差異の解消見込額と将来加算一時差異の解消見込額とを解消見込年度ごとに相殺する。

上記例証4の前提条件に基づく、手順③における将来減算・加算一時差異の相殺額は【2】X1年末の将来減算一時差異合計 X2年末△550千円、X3年末△120千円、X4年末△30千円から、それぞれ【3】X1年末の将来加算一時差異合計の X2年末80千円、X3年末60千円、X4年末40千円を解消見込年度ごとに相殺した金額はそれぞれ X2年末△470千円、X3年末△60千円、X4年末10千円となる。

(4) 繰延税金資産の回収可能性の判断 (手順④)

手順④は、上記③で相殺出来なかった将来減算一時差異の解消見込額については、解消見込年度を基準として繰戻・繰越期間内に将来加算一時差異の解消見込額と相殺する。当該相殺された将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収できることになる。

上記例証4の前提条件に基づく、手順③の相殺しきれなかった将来減算一時差異 X2年末△470千円、X3年末△60千円は、繰戻・繰越期間の将来加算一時差異 X4年末10千円と相殺する。相殺後の金額は△520千円となる。

(5) 繰延税金資産の回収可能性の判断 (手順⑤)

手順⑤は、上記①から④の実施後において将来減算一時差異が残る場合は、将来の一時差異等加減前課税所得の見積額（タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額を含む）と解消見込年度ごとに相殺する。この場合、将来減算一時差異の解消見込額と課税所得の発生年度が一致している必要はなく、将来減算一時差異の解消見込年度を基準として繰戻・繰越期間内に課税所得の発生があれば当該金額と相殺できる。

上記例証4の前提条件に基づく、手順⑤において、手順①から④の実施後に残った将来減算一時差異△520千円は、図表5【1】の一時差異等加減算課税所得 X2年末330千円と相殺され△190千円となる。

(6) 繰延税金資産の回収可能性の判断 (手順⑥)

手順⑥は、上記⑤の実施後において将来減算一時差異が残る場合は、解消見込年度を基準として繰戻・繰越期間の一時差異等加減算前課税所得の見込額と相殺する。

上記例証4の前提条件に基づく、手順⑤における相殺後の金額△190千円は繰戻・繰越期間の一時差異加減算前課税所得の見積額 X3年末90千円、X4年末70千円と相殺され△30

千円となる。

(7) 繰延税金資産の回収可能性の判断（手順⑦）

手順⑦は、上記①から⑥の実施後において将来減算一時差異が残る場合は、繰延税金資産の回収可能性はないものとし繰延税金資産から控除する。

期末に税務上の繰越欠損金がある場合は、当該繰越期間にわたって、将来の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度および控除見込額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上する（回収可能性適用指針 11）。

また、将来加算一時差異が重要でない企業の場合、事業年度ごとに一時差異等加減算前課税所得の見積額および将来加算一時差異の解消見込額を合計して、将来減算一時差異の事業年度ごとの解消見込額と比較し判断することができる（回収可能性適用指針 12）。

上記例証 4 の前提条件に基づく、手順⑥において相殺しきれなかった将来減算一時差異△30 千円に係る繰延税金資産については回収可能性がないものとして繰延税金資産から控除される。

VI まとめ

回収可能性適用指針の審議においては、監査委員会報告第 66 号における企業の分類に応じた取扱いを撤廃すべきであるか、当該取扱いを維持すべきであるかについて検討が行われた。撤廃の意見としては、日本の税効果会計が初めて適用されるにあたって、将来の事象を勘案することが困難であったために設けられた監査上の取扱いであったこと、また IFRS では、監査委員会報告第 66 号とは異なり詳細なガイダンスがない基準が導入されており、監査委員会報告第 66 号のような詳細なガイダンスは適切でないとの考え方に基づくものである。しかし、撤廃する場合には実務への影響が大きいと考え、基本的に踏襲したうえで一部について見直しを行うことにより問題への対応が行われた。ただし今後の IFRS の任意適用の進展状況等も勘案する必要があるため、企業の分類に応じた取扱いについては将来の検討課題とすることとなった（回収可能性適用指針 63）。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の収益力に基づいて判断すべきものである。しかし会社の将来の収益力を客観的に判断できる中小企業は少ないと考えられる。したがって中小指針は、会社の過去の実績等の状況を判断材料として繰延税金資産の回収可能性を判断しており、回収可能性適用指針と比較すると簡便な方法に基づいていることになる¹⁰⁾。これは中小指針では、将来の不確実な要素を含む回収可能性の判断は保守的に行うべきであり、課税所得が期末における将来減算一時差異を十分に上回ることを求めているからである。中小指針の導入は、資金調達上のメリット¹¹⁾と中小企業経営者が自社の経営状況を正確に把握できるメリットがある。しかし適用を強制していない中小指針の普及には、さらなる金融機関における資金調達上のメリットや金融上の優遇措置が必要であると考えられている¹²⁾。今後は、

中小法人においても税効果会計に係る会計基準を適用し、従来はとかく無視されがちであった株主の立場による的確な利益の把握や、金融機関等から要請される利益見込可能性の有無等の情報開示の必要性が求められることになる。

回収可能性適用指針では、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る、繰延税金資産の回収可能性を、(1) 収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得、(2) タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得、(3) 将来加算一時差異に基づいて将来の税金負担額を軽減する効果を有するかを判断している(回収可能性適用指針6)。しかし、中小指針では、将来減算一時差異の解消年度および欠損金の繰戻・繰越期間または繰越期間に含み益のある固定資産または有価証券などを売却する等の課税所得を発生させるタックス・プランニングを回収可能性の判断に含めていない。

繰延税金資産の回収可能性の判断には、経営者の恣意性や裁量性の主観的な判断が介入する可能性がある。したがって財務諸表に開示される情報は重要となる。IFRSの適用、回収可能性適用指針の適用さらには中小指針の適用にあたり回収可能性の判断基準は最も重要である。繰延税金資産の税金軽減効果が生じない場合は、回収可能性は認められず繰延税金資産は架空資産として貸借対照表に計上されるからである¹³⁾。これは、収益力の低い企業が多額に繰延税金資産を計上した場合、繰延税金資産を計上したことにより貸借対照表の純資産は増加することになるが、健全な会計処理とは言えない。税効果会計における繰延税金資産の計上にあたっては、一時差異が解消すると見込まれる将来時点において、課税所得が十分確保されることが大前提になっているからである。

繰延税金資産の計上による利益剰余金の増加額については、会社法上配当制限の定めがない等の理由により、その回収可能性を厳格かつ慎重に検討することが求められている(中小指針62, (1))。

また、今後の課題としては、繰延税金資産および繰延税金負債に割引計算を適用するか否かに対する課題がある。現在、会計処理を行うに当たり、割引計算を適用することは広く認められているのが現状である。しかし、IAS12(1996年度改訂)、米国のSFAS109や、わが国の税効果会計に係る会計基準では、繰延税金資産および繰延税金負債に対する割引計算の制度化は実施されていない。割引計算の適用が容認されているのは、英国のFRS19である。今後、割引計算の導入にあたっては、実務的な複雑性や恣意性の介入等や、企業間における期間比較性を阻害することになる問題等があるため導入への課題がある¹⁴⁾。

現在、税効果会計においては回収可能性適用指針が改訂され、実態に合った柔軟な利用が可能となったといえる。しかし、税効果会計に係る会計基準で定める注記事項の適用指針の見直しは審議が続けられており、また投資家が求める開示の拡大である、①評価性引当額の内訳、②繰越欠損金の情報、③企業のカテゴリ、④5年超の回収可能性の説明等の実現が検討されており今後の研究課題となる¹⁵⁾。

注

- 1) 河崎照行「中小企業の会計の制度的定着化」『会計』第182巻第5号 2012年11月 pp.601-602.
- 2) 河崎照行「中小会計要項の全体像と課題」『企業会計』Vol.64 No.10 2012年10月 p.28.
- 3) 窪田真之「投資家からみた開示・注記の要点」『企業会計』Vol.68 No.4 2016年4月 p.59.
- 4) 河崎照行『中小企業の会計制度—日本・欧米・アジア・オセアニアの分析』中央経済社 2015年3月31日 pp.265-266.
- 5) 『中小企業の会計に関する研究会報告書』経済産業省、中小企業庁 2002年6月 税効果会計 p.104.
- 6) 『中小会社会計基準研究会報告書』日本税理士会連合会、中小会社会計基準研究会 2002年12月16日 税効果会計「22」.
- 7) 会計制度委員会研究報告第8号『中小企業の会計のあり方に関する研究報告』日本公認会計士協会 2003年6月2日 税効果会計「14」「15」.
- 8) 武田隆二『中小会社の会社指針』中央経済社 2006年9月1日 p.171.
- 9) International Accounting Standards Board, International Financial Reporting Standards (IFRSs) 「International Accounting Standards IAS12 Income Taxes」 pp.24-30.
- 10) 上西左大信『「中小企業の会計に関する指針」と実務』税務経理協会 2006年3月 p.150.
- 11) 中小指針は、不動産を担保とせず融資を受ける場合に財務諸表の積極性を高め、中小企業が適用しやすい会計基準である。
- 12) 櫛部幸子『中小企業会計基準の課題と展望』同文館 2016年3月 p.130.
- 13) 井上行忠「税効果会計における回収可能性の判断に関する一考察」『嘉悦大学研究論集』第56巻第1号(通巻103号) 2013年10月 p.17.
- 14) 井上行忠「税効果会計における割引現在価値計算に関する提案」『産業経理』Vol.71 No.4 2012年1月 p.110.
- 15) 前掲稿 窪田真之 p.64.

参考文献

- [1] あずさ監査法人編『税効果会計の実務ガイド第6版』中央経済社 2016年3月。
- [2] 稲葉喜子、三重野研一『税効果会計(会計上の税引後利益を適正化する技法)』ずばる舎 2012年12月。
- [3] 井上行忠「税効果会計の一時差異等に関する一考察」『嘉悦大学研究論集』第54巻第1号(通巻99号) 2011年10月。
- [4] 井上行忠「税効果会計の改正における論点—子会社への投資に係る一時差異—」『経営論集』第28・29合併号 2015年3月。
- [5] 岡部勝成「中小企業の会計に関する基本要項」『会計』第183巻第4号 2013年4月。
- [6] 品川芳宣『中小企業の会計と税務(中小会計要領の判定の背景と運用方法)』大蔵財務協会 2013年4月。
- [7] 新日本有限責任監査法人編『税効果会計(繰延税金資産の回収可能性へのインパクト)』中央経済社 2016年4月。
- [8] 日本税理士会連合会『中小企業の会計に関する指針(平成25年2月公表)ガイドブック』清文社 2013年7月。
- [9] 日本租税理論学会編『中小企業課税』財経詳報社 2016年9月。
- [10] 前田啓「企業会計基準適用指針第26号(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)の解説」『企業会計』Vol.68 No.4 2016年4月。
- [11] 山田俊一『中小企業の会計に関する指針』ぎょうせい 2006年6月。
- [12] 山本清次、今西浩之、蓮見知考『中堅・中小企業のための税効果会計と税務アクション』ぎょうせい 2000年11月。
- [13] 有限監査法人トーマツ編『税効果会計』清文社 2012年3月。

(平成28年10月17日受付、平成28年12月10日再受付)